

米子市チームオレンジ登録事業実施要綱

(趣旨)

第1条 認知症に関する正しい知識を有する者により構成される法人その他の団体（以下「団体等」という。）が、その知識をいかし、認知症である者（以下「認知症の人」という。）及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりに寄与するために行う活動を推進するため、米子市チームオレンジ登録事業を実施するものとし、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「米子市チームオレンジ」とは、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりに寄与する活動を行う者として市長の登録を受けた団体等をいう。

(事業内容)

第3条 市長は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 米子市チームオレンジが行う活動の支援に関すること。
- (2) 米子市チームオレンジが行う活動の広報に関すること。
- (3) 米子市チームオレンジからの相談に対する助言に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(登録の要件)

第4条 米子市チームオレンジの登録の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす団体等とする。

- (1) 本市に団体等の所在地又は活動の拠点があること。
- (2) 団体等に所属する者のうち、1人以上が認知症サポーターステップアップ講座（認知症サポーター等養成事業実施要綱（平成18年7月12日付け老計発0712001号厚生労働省老健局計画課長通知）3(3)に掲げる認知症サポーターステップアップ講座をいう。）を受講していること、又は受講する予定であること。
- (3) 認知症の人でも米子市チームオレンジの一員として主体的に参加することができる活動を行うものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、米子市チームオレンジの登録の対象としない。

- (1) 営利を目的とした活動を行おうとする団体等
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体等
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）
- (4) 役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者である団体等

(申請)

第5条 米子市チームオレンジの登録を受けようとする団体等は、市長に対し、米子市チームオレンジ登録申請書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

(登録)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、同項の申請をした団体等を米子市チームオレンジとして登録することが適当であると認めるときは、その登録をするものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、当該登録をした団体等に対し、登録番号を付した上で、米子市チームオレンジ登録証（別記様式第2号）を交付するものとする。

4 市長は、第1項の審査の結果、同項の申請をした団体等を米子市チームオレンジとして登録することが適当でないとき、当該団体等に対し、米子市チームオレンジ登録申請却下通知書（別記様式第3号）によりその旨及びその理由を通知するものとする。

（申請事項の変更及び廃止）

第7条 米子市チームオレンジは、第5条の規定により申請した事項に変更があったとき、又は米子市チームオレンジの登録を辞退しようとするときは、米子市チームオレンジ登録（変更・辞退）届出書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第8条 市長は、米子市チームオレンジが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該米子市チームオレンジの登録を取り消すことができる。

(1) 第4条第1項各号に掲げる要件に該当しないこととなったとき。

(2) 第4条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 継続的な活動が認められないとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

（活動内容等）

第9条 米子市チームオレンジは、認知症の人及びその家族を含めた市民が地域において共生するための取組として、次に掲げる活動を行うよう努めなければならない。

(1) 認知症の人及びその家族の支援

(2) 認知症に対する正しい理解の促進

(3) 活動の実施に係る周知

2 米子市チームオレンジは、毎年度、前項の規定により行った活動について、当該年度の翌年度の4月15日までに、米子市チームオレンジ活動報告書（別記様式第5号）により市長に報告しなければならない。

（留意事項）

第10条 米子市チームオレンジは、その運営に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 米子市チームオレンジとしての活動で知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）を適切に取り扱うこと。

(2) 事故の防止等安全な運営に努め、活動中の事故及び苦情に対して誠意をもって対応すること。

（規定外事項）

第11条 この要綱に定めるもののほか、米子市チームオレンジ登録事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月18日から施行する。

別記

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

米子市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者職氏名

米子市チームオレンジ登録申請書

米子市チームオレンジの登録を受けたいので、米子市チームオレンジ登録事業実施要綱（令和6年月日施行）第5条の規定により、次のとおり申請します。

◎米子市チームオレンジ の名称			
チームの 連絡先	住 所 (団体の場合は、所在地)		
	ふ り が な 氏 名 (団体の場合は、担 当者の氏名)		
	電 話 番 号		
	電 子 メ ー ル アドレス	@	
◎メンバー		合計	人
		【内訳】 ・認知症の人 () 人 ・認知症サポーターステップアップ講座受講者 () 人	
◎主な活動場所			
◎活動頻度・日時		毎週／毎月	回 その他 ()
◎主な活動内容			

◎：米子市ホームページ等における公開の対象になります。

様式第2号（第6条関係）

第 号一

米子市チームオレンジ 登録証

様

米子市チームオレンジ登録事業実施要綱（令和6年月日
施行）第6条第2項の規定により、貴団体を米子市チーム
オレンジとして登録します。

登録番号 第 号

登録年月日 年 月 日

米子市長



様式第3号（第6条関係）

第 号一
年 月 日

名称

代表者職氏名

様

米子市長



米子市チームオレンジ登録申請却下通知書

年 月 日付け申請のありました米子市チームオレンジの登録につきましては、
下記のとおり却下しましたので、米子市チームオレンジ登録事業実施要綱（令和6年
月日施行）第6条第4項の規定により通知します。

記

却下の理由	
-------	--

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

米子市長 様

届出者 所在地
名 称
代表者職氏名

米子市チームオレンジ登録（変更・辞退）届出書

米子市チームオレンジ登録事業実施要綱（令和6年月日施行）第7条の規定により、米子市チームオレンジの登録の（変更・辞退）について、次のとおり届け出ます。

米子市チームオレンジ の名称	
登録番号	第 号
変更内容・廃止理由	

年 月 日

米子市長 様

報告者 所在地
名 称
代表者職氏名

米子市チームオレンジ活動報告書

米子市チームオレンジ登録事業実施要綱（令和6年月日施行）第9条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 米子市チームオレンジの名称

2 登録番号 第 号

3 年間活動実績

	活動日数	参加人数 (うち認知症の人) ※いずれも延べ人数	活動内容
4月	日	人 (人)	
5月	日	人 (人)	
6月	日	人 (人)	
7月	日	人 (人)	
8月	日	人 (人)	
9月	日	人 (人)	
10月	日	人 (人)	
11月	日	人 (人)	
12月	日	人 (人)	
1月	日	人 (人)	
2月	日	人 (人)	
3月	日	人 (人)	